

憲法をいかす自治体労働者東京連絡会(仮称)申し合せ事項(案)

(目的)

- 1 憲法をいかす自治体労働者東京連絡会(仮称)(以下「会」という)は、東京における自治体労働者が憲法を職場や地域でいかすと共に、憲法改悪に反対する取り組みを進めることを目的として結成する。

(性格)

- 2 「会」は東京における「憲法をいかし、憲法改悪に反対する」自治体労働者の運動を行うこととする。

(構成)

- 3 この「会」は「会」の目的に賛同する団体および個人で構成する。

(運営)

- 4 (1) 「会」を運営するため、総会、世話人会、代表世話人会、事務局を置く。
(2) 総会は、「会」の基本方針を決定する。
(3) 世話人は総会の決定に基づき具体的方針を決定する。
(4) 代表世話人は総会および世話人会の決定に基づき具体的取り組みの呼びかけ等を確認する
(5) 事務局は代表世話人会の指示に従い事務を遂行する。

(世話人等)

- 5 (1) 世話人は「会」に参加する個人および組織の代表等で構成する。
(2) 代表世話人は若干名とし、総会で選出する。
(3) 事務局には事務局長1名と事務局員、若干名を置き、総会で選出する。

(活動)

- 6 「会」は次の活動を行う
 - ① 情勢に応じた意思統一と自治体労働者へのアピール、宣伝活動、集会などの行動提起
 - ② 職場・地域での運動の交流
 - ③ 東京段階における憲法改悪反対闘争の共同闘争との連携
 - ④ その他、「会」の目的を達成するために必要な行動

(財政)

- 7 「会」の財政には、賛助金、その他をもって充てる。